

町長がバスガイド!! ～江差町編～2日間

大人気!!



北海道遺産のまち

- ・姥神大神宮祭渡御祭
- ・江差追分

日本遺産のまち

- ・「江差の五月は江戸にもない」～ニシンの繁栄が息づく町～

3 遺産

つの があるまち

【出発日】 2025年5月30日(金)

ツアーNO
XCB005

【旅行代金】お一人様

1名1室39,800円 2名1室37,800円

【募集人員】25名

【最少催行人員】15名

【宿泊】江差/ホテルニューえさし
(洋室・バストイレ付)

【食事】朝食1回・昼食2回・夕食1回

昼食:1日目:にしんそば

(温かい・冷たいチョイス可能)

2日目:にしん丼+コーヒー付

夕食:寿司、汁物、前菜

【添乗員】同行

【バス会社】中央バスグループ



照井 誉之介
江差町長がご案内

江差町は北海道南西に位置し、北海道で初の日本遺産認定の町です。豊かな自然のほか、昔の風情を今に伝える催しや文化財・郷土芸能など、数多くの文化遺産が保存传承されています。そんな江差町のおすすめスポットをご案内します。是非お待ちしております。



江差追分会館 江差山車会館

本場の江差追分を聞くことができます。併設している江差山車会館では380年以上の歴史を誇る姥神大神宮祭渡御祭を紹介しています。



かもめ島

弁天島と呼ばれていたころ、天然の良港を築くこの島はニシン漁や北前船交易の舞台でした。海拔30m、周囲2.6kmで檜山道立自然公園の特別区域に指定



日程	スケジュール [集合場所:札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル1階待合室 集合時間:7時45分]	食事
① 5 / 30 (金)	中央バス札幌ターミナル(8:00発)=<高速>=江差[昼食](約60分)= 江差町会会館[見学](約15分)=旧檜山爾志郡役所庁舎[見学](約40分)= =いにしえ街道[姥神大神宮など](約45分)=江差町役場[見学](約30分)= (17:15頃)江差(泊)…<徒歩>… 夕食会場(約90分) …<徒歩>…(20:00頃)ホテル	朝食:× 昼食:○ 夕食:○
② 5 / 31 (土)	江差(8:00発)= かもめ島[見学](約90分)=開陽丸記念館[見学](約60分) =江差追分会館[特別実演・昼食](約120分)=五勝手屋本舗[買物](約15分)= =<高速>=(18:00頃)札幌ターミナル	朝食:○ 昼食:○ 夕食:×

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。※かもめ島は悪天候時(強風・高波)は見学出来ない場合がございます。
※天候や道路状況、見学箇所の都合等により、到着時間や行程内容が変更となる場合がございます



【宿泊ホテル】 ホテルニューえさし
部屋着・バスタオル・ハンドタオル 有
※インターネット接続は無料で、WiFi接続をご利用いただけます。
※冷蔵庫は冷凍庫です。
※函磨きセット・髭剃り・櫛・ブラシは、チェックイン時にご希望のお客様にお渡しいたします。

旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面後ご用意致しておりますので、事前確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
(4)お申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
10万円未満 20,000円
15万円未満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%

●旅行内容の変更
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当該事由を認るためにやむを得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ逐次または当該事由が当該の運行と関係のないものである理由及び当該事由との因果関係を説明した旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施による費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い済み、またはこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われた際にも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことに伴って変更の場合を除き、当社は変更差額した旅行代金を変更します。

●取消料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。
(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することがあります。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 1) 121日目にある日以前(日曜)の解除 (日曜)旅行にあたっては11日目)	無料
2) 20日目(日曜)旅行にあたっては10日目(日曜)以降の解除 (3-6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目(日曜)に当たる日以前(4-6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 旅行当日の解除	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料になります。
※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消料となる場合も上記取消料をお支払い頂きます。
※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部変更についても、全体に対するお取消料をみなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することがあります。
①契約内容の重要な変更が行われたとき
②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
④当社のお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
⑤当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
⑥当社により旅行契約の解除及び履行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったとき、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。
(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
④お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少履行人員に満たないとき
この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日曜)旅行は3日目に当たる日より前)旅行中止の通知を致します。
⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき
⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関の運賃・料金のサービス提供の中止、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき
●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様が一部に一部利用されなくても原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)
●添乗員等
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とさせていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。
(2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。
●特別補償
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物が被った一定の被害については、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。
・死亡保証金1,500万円
・入院見舞金2~2,000万円
・通院見舞金1~5万円
・旅行損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)
●国内旅行保険への加入について
ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することを勧めいたします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。
●事故等の申し出について
旅行中に事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込み店にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)
●個人情報取得について
当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申込みされた旅行については運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社及び販売店は
①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内
②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い
③アンケートのお願い
④特典サービスのご提供
⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。
●旅行条件・旅行代金の基準
旅行条件は2025年2月1日を基準としています
また旅行代金については2025年2月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

北海道中央バス(株)
シービーアーツカンパニー

予約センター-011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階
営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休
総合旅行業取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済が出来ます。
下記のQRコードからお申し込み下さい。

友だち追加

QRコード

https://kankou.chuo-bus.co.jp/

一般社団法人 **日本旅行業協会**
旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。